

クリエイター創作活動支援事業企画運営業務 仕様書

1 業務名

クリエイター創作活動支援事業企画運営業務

2 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 事業目的

京都は豊富な文化資源などから多くの映画や小説、マンガ、ゲームの舞台になっている。また、文化財や豊かな自然が身近にあり、クリエイティブな創作環境にも適している。

本市ではこれまでから「京都国際マンガ・アニメフェア」を主要事業として、世界各地の多くのクリエイターが京都から日本でのデビュー等を目指す「京都国際クリエイターズアワード」等、マンガ、イラスト、アニメ、ゲーム等を柱としたコンテンツ都市としてのブランド発信及び多様な才能を持ったクリエイターの発掘・育成を行ってきた。

本事業は、こうした京都の強みを活かし、優秀なクリエイター等と京都との繋がりを創出することで、人材の定着や育成、良質な作品の制作、発信力の強化、ひいてはコンテンツ産業の振興につなげることを目的に実施する。

4 業務内容

マンガ・アニメ・ゲームの総合見本市「京都国際マンガ・アニメフェア」等と連携し、国内・海外のクリエイター、シナリオライター、プロデューサー、ディレクター等が、京都で創作活動に資する知識の習得や体験を行いながら、京都を題材とした作品制作や企画など、京都発のコンテンツを生み出す機会を提供する滞在型ワークショップ「F i e l d K Y O T O」を企画・運営すること。

開催日：令和8年3月31日（火）までの間で本市と協議のうえ決定

開催場所：京都市内

参加人数：20名程度

(1) 開催準備及び当日運営について

提案にあたっては以下の業務内容を含むこと。

- ・ 参加者の募集に関すること
- ・ 会場やロケ地等との調整に関すること
- ・ 滞在型ワークショッププログラム内容や講師調整に関すること
- ・ 各種スケジュール調整及び管理に関すること
- ・ 広報に関すること
- ・ 協賛等の資金調達活動に関すること

(2) 滞在型ワークショップについて

ワークショップのプログラムには以下の内容を含むこと。

- ・ 京都の伝統文化や歴史等に関する勉強会、体験会、ロケハン
- ・ 京都の企業や芸術系大学と提携した特別講義や実習
- ・ 京都市内のクリエイティブ企業との交流・マッチング、PR機会の提供
- ・ 滞在型ワークショップ期間中または後日、参加者がコンテンツまたはプロット等の企画を創出し、講師等からフィードバックを受ける機会を設けること。

(3) その他事項

- ・ 参加者には、アンケートを実施すること。

5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する責任者を置き、本市、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、何らかの事由により責任者が従事できない場合に備え、責任者を代理する担当者を置くこと。

6 業務報告

委託業務完了後速やかに報告書を作成し、上記2の業務期間内に電子データを本市に提出すること。報告書については、以下の内容を踏まえたものを提出することとする。

- ・ 実施事業の概要
- ・ アンケート集約結果及び事業効果の分析結果
- ・ 参加者数及び参加者リスト

7 留意点

(1) 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は本業務の遂行に当たり仕様書に疑義が生じた場合には、本市と協議を行い、双方が誠実に対応すること。協議が整わないときは、京都市の指示するところによる。

また、本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進ちょく状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 個人情報等の保護

委託業務の運営を通じて取得した個人情報については、京都市個人情報保護条例等に基づき、別紙(個人情報取扱事務の委託契約に係る仕様書)のとおりとする。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て京都市に帰属するものとする。

(5) 引継ぎ

昨年度と受託者が変わる場合は、前委託者から引継ぎを受け、円滑に業務を遂行すること。

(6) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。